

【 事 務 連 絡 】

平成 26 年 3 月 31 日

JST 特許出願支援制度御利用の皆様へ

独立行政法人科学技術振興機構
知的財産戦略センター 大学支援グループ
調査役 難波 良雄

外国特許出願支援制度について、平成 26 年 3 月 14 日（金）付の関東信越国税局による
税務調査講評結果を受け、下記の通り対応することとしましたので、ご連絡申し上げます。

記

外国特許出願支援制度については、利用機関と JST との支出において対価性が認められ
ないことから、課税取引ではなく不課税取引となります。

よって、外国特許出願支援制度の利用機関は JST への精算請求書の請求額には消費税を
含めない額を記載の上請求していただき、JST は消費税を含めない額を支出致します。

以上

本件に関するお問い合わせ先：03-5214-8413
(大学支援グループ/小川)